

## 公園内における無人航空機の取り扱い

令和8年4月1日

公園利用者の安全確保を目的として、本市の公園内における無人航空機の取り扱いを次のとおり定める。

### (対象機体)

1 この取り扱いにおける「無人航空機」とは、以下の全ての条件を満たす機体をいう。

- (1) 飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であること。
- (2) 構造上、人が乗ることができないこと。
- (3) 遠隔操作又は自動操縦によって飛行できるものであること。

### (対象公園)

2 この取り扱いにおける「公園」とは、都市創造課が管理するすべての公園をいう。

### (飛行の禁止)

3 公園においては、無人航空機を飛行する行為をしてはならない。ただし、許可を受けた場合はその限りではない。

### (飛行の許可)

4 公園において、3の行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

4の2 市長は、3の行為が次の各号のいずれかに該当し、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、4の許可を与えることができる。

- (1) 本市にとって有益性の高い業としての撮影を行う場合
- (2) 学術、研究、技術開発等を目的とする場合

- (3) 公園管理に係る点検や調査を目的とする場合
- (4) 人命救助や災害対応を目的とする場合
- (5) その他、市長が特に必要と認めた場合

(許可申請の手続き)

5 4の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書を都市創造課に提出しなければならない。

5の2 申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 飛行計画書
- (2) 飛行計画図
- (3) 無人航空機を飛行する技能を証明する書類
- (4) 無人航空機を飛行させる者の身分証明書の写し
- (5) 航空法における特定飛行に該当する場合には、国土交通大臣の許可書又は承認書
- (6) 飛行する無人航空機の重量が100g以上である場合には、国土交通大臣の機体認証の登録記号がわかる書類
- (7) その他必要であると認めた書類

(使用料)

6 4の許可に係る使用料は、無料とする。

(施行期日)

7 この取り扱いは、令和8年4月1日から適用する。